

税務百科大辞典

昭和56年度・昭和57年度

新語補遺・税法改正早わかり

補遺項目

57年度改正点

コンサルタント業	1
省エネルギー税制	1
小規模住宅用地	2
住宅用地	2
純資産額（相互会社の）	3
デザイン業	3
不動産貸付業	3

56年度改正点

国税関係法令

所得税法	5
法人税法	7
租税特別措置法	11
印紙税法	25
物品税法	26
酒税法	29
有価証券取引税法	32
国税通則法	33

地方税関係法令

総則関係	35
道府県税関係	35
市町村税関係	40
固定資産税等関係	43

国税関係法令

所得税法施行令	49
法人税法	50
租税特別措置法	53
国税収納金整理資金法	68
地方税関係法令	
総則関係	70
道府県税関係	71
市町村税関係	76
固定資産税等関係	79

新 語 補 遺

コンサルタント業

コンサルタント業とは、反復・継続して、他人の依頼に応じ、対価の取得を目的として、企業経営、科学技術その他専門的な知識又は能力を必要とする事項につき、調査又は研究を行い、これらの調査又は研究に基づく診断又は指導を行う事業をいい（地令15の2Ⅰ）、個人事業税の第三種事業である（地72Ⅶ⑤の2）。

具体的には、企業診断士、経営士、経営管理士、経営調査士、財務管理士等の名称を用いて行われる経営コンサルタント業、技術士、設計コンサルタント、建設コンサルタント等の名称を用いて行われる技術コンサルタント業のほか美容コンサルタント業、旅行コンサルタント業等が該当する。

なお、その税率は、所得の100分の5である。

（野上敏行）

省エネルギー税制

Ⅰ 制度の趣旨

主要なエネルギー源である石油のほぼ全部を外国に依存するわが国においては、省エネルギー、代替エネルギー対策を強力に推進する必要がある。特にわが国では産業部門のエネルギー消費のウェイトが大きいため、この点に着目して、次のような省エネルギー税制が、昭和56年度の税制改正で設けられた。

Ⅱ 制度の概要

省エネルギー設備、石油代替エネルギー関連設備（電気事業者に係るものを除く）及び中小企業者の取得する機械等（省エネルギー設備及び石油代替エネルギー関連設備に類するものに限る）について、3年間限りの措置として、一定の要件の下に、取得価額の100分の30の特別償却と100分の7の税額控除（その期の税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しを認める）とのいずれかの選択を認める措置である。

Ⅲ 対象法人

この制度は、青色申告法人が、昭和56年4月1日から昭和59年3月31日までの間に、省エネルギー設備等を取得して、取得後1年以内にその事業の用に供した場合に適用される。

Ⅳ 対象設備

この制度の対象となる設備は、大蔵省告示で次のものが細かく指定されている。(1)廃エネルギー回収利用設備等（熱交換器や廃熱利用ボイラー等17設備）、(2)高効率製造設備等（省エネルギー型電気炉等12設備）、(3)石油代替エネルギー利用設備等（石炭利用装置、太陽熱利用装置、廃棄物利用装置等8設備）、(4)中小企業者等の取得する(1)～(3)に類する機械装置（1台110万円以上のもので、①省エネルギー装置（104設備）、②代替エネルギー利用機械装置、③公害防止用設備、に区分されている）。なお、中小企業者等とは、資本金1億円以下又は従業員1,000人以下の事業で製造業、建設業、卸小売業等を営むものをいう。また、農業協同組合等の協同組合も含まれる。

Ⅴ 特別償却

特別償却限度額は、原則として取得価額の100分の30相当額であるが、Ⅳの(2)の高効率製造設備等については、製造設備そのものでもあるところから、取得価額の75%に30%の特別償却率を乗じたものが特別償却限度額とされる。

Ⅵ 特別税額控除

特別税額控除の限度額は、取得価額の7%相当額である。この税額控除の場合もⅣの(2)の高効率製造設備については、取得価額の75%の7%相当額である。なお、特別償却と特別税額控除では、初年度の減税額は特別償却は12.6%（30%×42%）と7%の約1.8倍のメリットがある。しかし、特別償却は課税繰延べで取り戻されるので、耐用年数、金利8%程度で計算すると逆に税額控除の方が約2倍のメリットがあるといわれる。ただし、赤字法人の場合は特別償却しか利用できずこの方がメリットがあることになる。すなわち、特別償却は償却不足の1年繰越し、赤字の場合は、欠損金額となって1年の繰戻し、5年の繰越しが認められる。これに対し、税額控除は、その年度の法人税額の20%を限度とされるが、1年間の繰越しが認められている。

Ⅶ アメリカの省エネルギー税制

アメリカでは、(1)石油値上げによる超過利潤を吸収する windfall profit tax（70%～30%の税率で、税

新語補遺

収は低所得階層への助成、所得税、法人税の減税に充てられる)、(2)個人住宅に太陽エネルギー利用装置を取り付けた場合の最初の1万ドルの40%の税額控除、(3)事業設備のエネルギー節約装置、太陽エネルギー利用装置、廃棄物再生利用装置等の取得価額について、一般の投資税額控除(取得価額の10%)に、さらに、10%(太陽、風力、地熱利用装置については15%)の追加税額控除が認められている。(吉牟田勲)

小規模住宅用地

小規模住宅用地に係る固定資産税については、住宅用地のうち、住民の日常生活に最小限必要と認められるものについて一般の住宅用地より更にその税負担を軽減する趣旨で、課税標準をその価格の4分の1の額とする特例が設けられている(地349の3の2Ⅱ)。

小規模住宅用地とは、住宅用地と認定されたもののうち次に掲げるものをいう。

- ① その面積が200㎡以下の住宅用地
- ② その面積が200㎡を超えるものにあつては、その面積を当該住宅用地の上に存する「住居の数」で除して得た面積が200㎡以下であるもの
- ③ ②において、その除して得た面積が200㎡を超える場合には、200㎡に当該「住居の数」を乗じて得た面積に相当する住宅用地

すなわち、小規模住宅用地とは、住宅の敷地の用に供されている土地の面積及びその上に存する住居の数に着目して認定されるもので、専用住宅、併用住宅の間にはなんら取扱以上の差異はなく、「住居の数」とは、当該家屋が家屋のうち人の居住の用に供するため、に独立的に区画された部分又はその一部である場合には、当該区画された部分の数によるものである。

「独立的に区画」されているとは、壁等により構造的に他と区分されていること並びに原則として専用の出入口、炊事場及び便所を有することが必要であるとされているが、共同住宅のように各世帯の居住用に区画された部分ごとに炊事場等が設けられておらず、共用されている場合にも当該区画された部分がそれぞれの住居となる。また本家とは別棟の家屋があり、その別棟の家屋において1世帯が独立して生活を営むことができる構造となっている場合にも、当該家屋が本家とは別に一の住居となり得るが、この場合にも、専用の出入口等を有しているか否かにより判断されるものである。(佐藤貞夫)

住宅用地

住宅用地に係る固定資産税については、住宅政策上の見地から、その税負担を緩和する趣旨で、課税標準をその価格の2分の1の額とする特例が設けられている(地349の3の2Ⅰ)。

住宅用地の要件を満たす住宅とは、次に掲げるものをいう。

- ① 専ら人の居住の用に供する家屋(専用住宅)。ただし、その全部が別荘の用に供されている家屋及び別荘部分を有する専用住宅(別荘の用に供する部分を有する専ら人の居住の用に供する家屋で、その別荘の用に供する部分以外の部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が4分の1以上である家屋)は除く。
- ② その一部を人の居住の用に供する家屋で居住部分の割合(人の居住の用に供する部分の当該家屋の床面積に対する割合)が4分の1以上である家屋(併用住宅)

したがって住宅用地には、次に掲げるものが該当することとなる。

- ① 専用住宅の敷地の用に供されている土地にあつては、当該土地
- ② 併用住宅及び別荘部分を有する専用住宅の敷地の用に供されている土地にあつては、当該家屋の区分及び居住部分の割合(別荘部分を有する専用住宅にあつては、当該割合)に応じて、次表の右欄に掲げる率を当該土地の面積に乗じて得た面積に相当する土地

家屋		居住部分の割合	率
イ	ロに掲げる家屋以外の家屋	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ロ	地上階数5以上を有する耐火建築物である家屋	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

ただし、①②いずれの場合にも、当該土地の面積が当該家屋の床面積の10倍の面積を超える場合は、当該10倍の面積に相当する土地に限る。

固定資産税の軽減の対象となる住宅用地とは、その上に存する家屋の用途及び居住部分の割合に着目して認定されるもので、土地の所有者自身がその土地の上に存する家屋に居住しているか否かを問うものではなく、貸家の敷地、賃貸の土地等であっても、住宅用地の課税標準の特例が適用されるものである。

なお、住宅(専用住宅及び併用住宅をいう)の敷地

の用に供されている土地とは、当該住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地の土地で、賦課期日現在において住宅の存するものをいうものである。（佐藤貞夫）

純資産額（相互会社の）

I 意義

地方税法上、法人の道府県民税及び市町村民税の税率の適用区分の基準である資本等の金額は、一般の法人については、資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額の合計額とされているが、保険業法に規定する相互会社については、純資産額とされている（地23Ⅰ④の2）。

これは、保険業法に規定する相互会社が、一般の法人と異なり資本の金額又は出資金額を有していないため、その税率の適用に当たって一般の法人との均衡を図るため、一般の法人の資本等の金額に相当するものとして純資産額が用いられているものである。

Ⅱ 算定方法

貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除して算定する。この場合、当該貸借対照表に係る期間の利益の額又は欠損金の額が計上されているときは、当該利益の額を控除し、又は当該欠損金の額を加算する（地令6の23、45の2）。

また、総負債には、税務計算上損金に算入されるか否かにかかわらず、相互会社がその決算上損金経理により計上した支払備金、責任準備金、保険契約者配当準備金、貸倒引当金、退職給与引当金、価格変動準備金、税金未払金等が含まれるが、貸借対照表において負債として計上されている保険業法第86条に規定する準備金については、その性格上、負債には含まれない。（野上敏行）

デザイン業

デザイン業とは、継続して、対価の取得を目的として、デザイン（物品のデザイン、装飾に係るデザイン又は庭園若しくはこれに類するものに係るデザインをいう）の考案及び図上における設計又は表現を行う事業をいい（地令15の2Ⅱ）、個人事業税の第三種事業である（地72Ⅶ⑩の3）。

ここにデザインとは、具体的には、工業デザイン

（自動車、工作機械、カメラ、家具等のデザイン）、クラフトデザイン（茶わん、灰皿、テーブルマット等雑貨のデザイン）、グラフィックデザイン（広告、ポスター、包装紙等のデザイン）、パッケージデザイン（化粧品、薬品、食料品等の容器のデザイン）、広告デザイン（ネオンサイン、イルミネーション、広告塔等のデザイン）、インテリアデザイン（航空機、船舶の客室等の内部装飾、その他の室内装飾）、ディスプレイ（ショーウィンドウ、陳列だな、商品展示会場等の展示装飾）、服飾デザイン（衣服、装身具等のデザイン）、ゴルフ場、庭園又は遊園地等のデザインをいう。

なお、その税率は、所得の100分の5である。

（野上敏行）

不動産貸付業

不動産貸付業とは、継続して、対価の取得を目的として、不動産の貸付を行う事業をいい、地上権又は永小作権の設定によるものが含まれる。個人事業税の第一種事業である（地72Ⅴ⑤）。

この不動産貸付業に該当するかどうかは、貸付不動産の規模又はその管理状況等を参考とし「継続して、対価の取得を目的として」行われるかどうかにより判定することとなる。しかし、不動産の貸付は、賃貸契約締結後は一定期間その状態が継続されるのが一般的であるため、他の第一種事業と異なり、事業の継続性の判定が困難な場合がある。このため、不動産貸付業については、所得税における事業の所得の取扱いに準ずるほか、住宅及び住宅用土地の貸付にあっては、次のような一定の外形的基準により判定される。

- ① アパート、貸間等の一戸建住宅以外の住宅の貸付を行っている場合においては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が、一戸建住宅の貸付を行っている場合においては住宅の棟数が、それぞれ10以上であるもの
- ② 住宅用土地の貸付を行っている場合においては、貸付契約件数（一の契約において2区画以上の土地を貸し付けている場合はそれぞれ1件とする）が10件以上又は貸付面積が2,000㎡以上であるもの（野上敏行）

なお、本「新語補遺・税法改正早わかり」発行に際し、新たに佐藤貞夫氏（自治省固定資産税課固定資産鑑定官）に執筆をいただいた。

昭和56年度 税法改正早わかり

国税関係法令

〔所得税法〕

事 項	概 要	適 用 関 係
1 配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得要件の緩和	家計を助ける主婦等に対する配慮として、配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得要件のうち、給与所得等に係る所得限度額が29万円（改正前は20万円）に引き上げられるとともに、給与所得等と資産性所得の両方の所得を有する場合について、年所得が10万円に、10万円から合計所得金額のうち資産性所得に係る部分の金額を控除した額とその金額の10分の9に相当する金額との合計額を加算した金額以下であるものとされている（所法2①三十三、所法附則2）。	昭和56年分以後の所得税から適用される。
2 寡夫控除制度の創設	父子家庭のための措置として、妻と死別し、又は離婚した者（寡夫）のうち、その者と生計を一にする子で所得の金額が基礎控除額以下であるものを有し、かつ、年間所得金額が300万円以下であるものであって、老年者に該当しないものについて、寡婦控除と同額の23万円の所得控除が認められることとされている（所法2①三十一の二、81、85①、87①、121①、187、190二、194①二、195①、所法附則2、所令11の2、所令附則2）。	昭和56年分以後の所得税から適用される。
3 雑損控除の拡充	豪雪等災害に直接関連して支出された金額についての雑損控除の額は、その支出された金額が年間所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額（改正前年間所得金額の10%相当額）を超える場合のその超える部分の金額とすることとされている。 また、雑損控除の適用対象となる災害に関連する支出の範囲の細目等が定められている（所法2①二十六、72①、所法附則2、3、所令206、262、所令附則7）。	昭和56年分以後の所得税から適用される。 ただし、雑損失の繰越控除（所法71①）の規定は、昭和56年以後の各年において生じた雑損失に

事 項	概 要	適 用 関 係
4 特定退職金共済団体の要件緩和	特定退職金共済団体の行う退職金共済事業について、被共済者の過去勤務期間に係る掛金の納付を認める場合でも特定退職金共済団体として認める等特定退職金共済団体の要件が緩和されている（所法29一、所令66～71、所令附則3）。	昭56年4月1日以後に承認を受けるものについて適用される。
5 国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充	総収入金額不算入の適用対象となる国庫補助金等の範囲に、畜産振興事業団が交付する指定助成対象事業補助金が追加されている（所法42②、⑤、所令89、所令附則4）。	昭56年4月1日以後に交付を受ける補助金について適用される。
6 特別修繕引当金の繰入限度額の計算の合理化	特別修繕引当金制度の整備として、「前回の特別修繕費の額」をもって累積限度額とするよう繰入限度額の規定を整備するとともに、昭56年12月31日において、特別修繕引当金の累積限度超過額があるときは、3年間で均分取りくずしをして益金に算入することとされている（所法55①、所令161、所令附則2、5）。	昭56年分以後の所得税から適用される。
7 製品保証等引当金設定対象事業の範囲の拡充	製品保証等引当金勘定の設定対象となる業種に、ビデオテープレコーダーの製造業及び電子レンジの製造業を追加することとされている。 なお、法定繰入率は、ビデオテープレコーダーの製造業にあっては1,000分の5、電子レンジの製造業にあっては1,000分の2とされている（所法55の2④、所令163の2、163の3、所令附則2）。	昭56年分以後の所得税から適用される。
8 予定納税を要しない予定納税基準額の限度額の引上げ	予定納税基準額が一定額に満たない場合には、予定納税（7月及び11月）を要しないこととする制度について、予定納税基準額の一定額を10万円（改正前5万円）に引き上げることとされている（所法104, 107, 114、所法附則2）。	昭56年分以後の所得税から適用される。
9 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納制度の改正	延納条件付で資産の譲渡が行われた場合には、その税額の納付について、一定の要件の下で、5年以内の延納を認めることとしている延納制度について、延納税額が50万円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合には、担保の提供を要しないこととされている（所法132、所法附則2）。	昭56年分以後の所得税から適用される。
10 割引債の償還金の支払者の支払調書の提出	昭和59年以後発行される割引債の償還差益は、総合課税に移行することとされているので、そのための方策の1つとして、居住者、内国法人、非居住者、外国法人の区分を問わず、国内において割引債の償還金の	昭和59年1月1日以後に発行されるものについて適用される。

法人税法

事 項	概 要	適 用 関 係
11 試験研究法人等の範囲の拡大その他	支払をする者（発行者）はその支払に関する調書（支払調書）を提出しなければならないこととされている（所法225①，所法附則6）。 試験研究法人等に対する寄付金の特例の対象となる試験研究法人等に，海上災害防止センターを加えることとされている（所令215，所令附則8）。 また，農住組合の組合員が組合事業の利用分量に応じて受ける分配金は，配当所得とされる（所令62①，所令附則1ただし書）。 （注） 所得税関係法令の公布日，公布番号等は，次のとおり。 ① 所得税法の一部を改正する法律（昭56.3.31法律第11号） ② 所得税法施行令の一部を改正する政令（昭56.3.31政令第71号） ③ 所得税法施行規則の一部を改正する省令（昭56.3.31大蔵省令第12号）	昭和56年4月1日以後に支出する特定寄付金について適用される。 農住組合法の施行日（昭56.5.20）から施行される。

〔法人税法〕

事 項	概 要	適 用 関 係
1 各事業年度の所得に対する法人税の税率の引上げ等	財政再建が緊急の課題となっている現下の状況からすれば，法人課税に若干の負担の増加を求めることはやむを得ないという考えに基づき，法人税率について，一律2%の引上げが行われている。 (1) 各事業年度の所得に対する税率（法法66，143，法法附則2） イ 普通法人又は人格のない社団等の税率 40%→42% ロ 中小法人等の軽減税率 28%→30% ハ 公益法人等及び協同組合等の軽減税率 23%→25% (2) 中小法人等（資本金1億円以下の法人又は人格のない社団等）に対する軽減税率の適用所得限度を年800万円（改正前700万円）に引き上げることとされている（法法66②，143②，法法附則2）。	昭和56年4月1日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税から適用される。 昭和56年4月1日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税から適用される。
2 解散又は合併の場合の清算所得に対する法人税の税	解散した場合の清算所得（法法99①，②）又は合併した場合の清算所得（法法115①，②）に対する法人税の税率が，それぞれ次のとおり2%引き上げられて	昭和56年4月1日以後の解散又は合併による清算所得に対

昭和56年度税法改正早わかり

事 項	概 要	適 用 関 係
率の引上げ	いる（法法附則2）。 イ 普通法人の税率 35%→37% ロ 協同組合等の軽減税率 21%→23%	する法人税から適用される。
3 清算中の所得に係る予納申告に係る法人税の税率の引上げ	清算中の所得に係る予納申告の場合の算出税額から控除すべき残余財産の一部分配の場合の税額相当額を算出するための割合も基本税率に合わせ、それぞれ次のとおり2%引き上げられている（法法102、法法附則2）。 イ 普通法人の税率 40%→42% ロ 協同組合等の税率 23%→25%	昭和56年4月1日以後の解散に係る所得に対する法人税から適用される。
4 健康保険組合等を別表第二の法人とする改正	健康保険組合、健康保険組合連合会又は国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会は、いずれも法人税法別表第一の公共法人（非課税法人）として取り扱われていたが、最近における健康保険組合等の行う事業の実態等からみて、公益法人等とすることが適当と認められたので、健康保険組合等を法人税法別表第二の公益法人等とすることにより、収益事業課税の対象とすることとされている（法法別表第一、別表第二）。 この改正により、健康保険組合等は、昭和56年4月1日に公益法人等になるが、その際、健康保険組合等が3月31日以前から引き続き収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、その事業は、4月1日において新たに開始したものとみなして、収益事業開始の届出の起算日とすること等により法人税法令が適用される（法法附則3）。	昭和56年4月1日に公益法人等となり、4月1日以後に開始する事業年度から適用される。
5 公益法人等の収益事業の範囲の拡充	公益法人等は、収益事業から生ずる所得に対してのみ課税されるが、この収益事業の範囲について、最近における公益法人等の営む事業の実態にかんがみ見直しが行われ、次の事業を収益事業として追加又は拡充することとされている（法令5①五、十五、二十九、三十、法令附則2）。 (1) 技芸の教授業に追加 ① 着物着付けの教授 ② 一定の小型船舶操縦の教授（船舶職員法に基づき船舶職員養成施設の指定を受けた四級小型船舶操縦士第二種養成施設で行うものは除かれる。） (2) 旅館業、不動産貸付業の範囲の拡充 ① 旅館業について、これまで簡易宿所営業（広間中心の宿泊施設）は収益事業としての旅館業から除外されていたが、簡易宿所営業も収益事業の対象とする。 ② 不動産貸付業について、これまで公益法人等に	昭和56年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

事 項	概 要	適 用 関 係
6 金融保険業の貸倒引当金の繰入率の引下げ	対する不動産貸付は収益事業から除外されていたが、国、地方公共団体に対する貸付は従来どおりとし、地方公共団体以外の公共法人、公益法人等及び人格のない社団等に対し貸し付けられる不動産の貸付も収益事業の対象とする。 なお、健康保険組合等が行う医療保健業は、収益事業から除外されている。 金融保険業の貸倒引当金の法定繰入率については、昭和47年以来数次にわたって引下げが行われてきたが、金融保険業における貸倒れの実情や他の業種の法定繰入率との均衡を図るため、今回、法定繰入率を期末貸金等の額の1,000分の5から1,000分の3に引き下げることでとされている（法法52①，法令97）。 〔経過措置〕 今回の繰入率の引下げに当っては、負担の激変緩和の観点から、いわゆる積増停止の経過措置（期末貸金の増加により、新繰入率による限度額が、原則として改正直前期末の引当金残高に達するまで、改正前期末の引当金残高を保証するという措置）を講ずることとしている（法令附則5）。 また、中小金融機関等については、前回の引下げの際に講じたものと同様、法定繰入率の引下げ規定の適用時期をそれぞれ次のように繰り下げている（法令附則15⑤）。 中小金融法人 昭和58年4月1日以後最初に開始する事業年度 沖縄の銀行等 昭和58年10月1日以後最初に開始する事業年度 沖縄の中小金融法人 昭和59年10月1日以後最初に開始する事業年度	銀行等にあつては、昭和56年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。
7 特別修繕引当金の繰入限度額の計算の合理化	特別修繕引当金制度の整備として、「前回の特別修繕費の額」をもって累積限度額とするよう繰入限度額の規定を整備している（法法56①，法令112）。 〔経過措置〕 昭和56年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日において、特別修繕引当金の累積限度超過額があるときは、その額を3年間で均分取りくずしをして益金の額に算入することとされている（法令附則6）。	昭和56年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。
8 製品保証等引当金設定対象事業の範囲の拡充	製品保証等引当金勘定の設定対象となる業種に、ビデオテープレコーダーの製造業及び電子レンジの製造業を追加することとされている（法法56の2①，法令	昭和56年4月1日以後に開始する事業年度から適用され

事 項	概 要	適 用 関 係
9 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳の対象範囲の拡充	113の2, 113の3, 法令附則2)。 なお、法定繰入率は、ビデオテープレコーダーの製造業にあっては1,000分の5、電子レンジの製造業にあっては1,000分の2とされている。 法人が国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて固定資産の取得又は改良をした場合には、その固定資産につき、国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内で、帳簿価額を減額することを認め、その減額した金額（圧縮額）を損金の額に算入することが認められているが、この制度の対象範囲に次のものが加えられている（法法42②、法法附則2、法令79②、法令附則4。） (1) 国庫補助金等の交付に準ずるものと認められる固定資産（具体的には、地方鉄道業を営む者が、日本国有鉄道から無償で譲渡を受ける地方交通線に係る固定資産）を圧縮記帳の対象とする。 (2) 圧縮記帳の対象となる国又は地方公共団体からの国庫補助金に準ずるものとして、次のものを加える。 ① 日本国有鉄道が、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づき交付する交付金 ② 畜産振興事業団が、畜産物の価格安定に関する法律に基づき、農業協同組合等に対し交付する指定助成対象事業補助金 ③ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、身体障害者作業施設設置等助成金及び重度障害者等特別雇用管理助成金	る。 昭和56年4月1日以後に交付を受ける補助金等について適用される。
10 試験研究法人等の範囲の拡充	一般の寄付金の損金算入限度額と同額を別枠で損金算入が認められる試験研究法人等に対する寄付金について、試験研究法人等に該当するものとして、海上災害防止センター（公益法人等）を追加することとされている（法令77、法令附則3）。	昭和56年4月1日以後に支出する寄付金について適用される。
11 資本積立金の範囲の拡充	農住組合が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額は、資本積立金額となることとされている（法令8、法令附則1）。	農住組合法の施行の日から施行される。
12 耐用年数の改正	新たに別表第二に漁ろう用設備の耐用年数が8年と特掲され、別表第五の新規産業用機械装置の耐用年数の適用期限が2年延長されている（耐令別表第二、別表第五）。	昭和56年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。
13 法人税申告書の	今回の法人税関係の改正に伴い、法人税の申告書に	昭和56年4月1日

租税特別措置法

事 項	概 要	適 用 関 係
様式の一部改正	ついても所要の改正が行われている（法規別表、法規附則2）。 （注） 法人税関係法令の公布日、公布番号等は、次のとおり。 ① 法人税法の一部を改正する法律（昭56.3.31法律第12号） ② 法人税法施行令の一部を改正する政令（昭56.3.31政令第72号） ③ 法人税法施行規則の一部を改正する省令（昭56.3.31大蔵省令第13号） ④ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭56.3.31大蔵省令第4号）	以後に終了する事業年度の申告書から適用される。

〔租税特別措置法〕

事 項	概 要	適 用 関 係						
〔所得税法及び法人税法の特例関係〕	現下の厳しい財政事情及び最近における社会経済情勢にかえりみ、法人税の基本税率の引上げに対応して配当軽減税率等の引上げを行うとともに、租税特別措置の整理合理化等を推進するほか、エネルギー対策の促進に資する措置等が講じられている。							
1 法人税の配当軽減税率等の引上げ	法人税法の改正により法人税の基本税率を2%引き上げることに対応して、次のような改正が行われている。 (1) 配当軽減税率を次のように一律2%引き上げる（措法42、措法附則9）。 <table><tr><td>普通法人の税率</td><td>30%→32%</td></tr><tr><td>中小法人の軽減税率</td><td>22%→24%</td></tr><tr><td>協同組合等の軽減税率</td><td>19%→21%</td></tr></table> なお、配当軽減税率適用所得限度を800万円（改正前700万円）に引き上げる。 (2) 特定の医療法人の軽減税率を25%（改正前23%）に引き上げる（措法67の2、措法附則14）。 次に、配当軽減制度の適用対象となる利益の配当又は剰余金の分配の範囲に、農住組合が組合員の組合事業の利用分量に応じてする剰余金の分配が加えられている（措令27、措令附則1ただし書）。	普通法人の税率	30%→32%	中小法人の軽減税率	22%→24%	協同組合等の軽減税率	19%→21%	昭和56年4月1日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税から適用される。 農住組合法の施行の日から施行される。
普通法人の税率	30%→32%							
中小法人の軽減税率	22%→24%							
協同組合等の軽減税率	19%→21%							
2 産業転換設備等取得した場合の特別税額控除制度	昭和54年度の税制改正で、2年間限りの措置として創設された産業転換設備等取得した場合の特別税額控除制度は、適用期限の到来とともに廃止することと							

昭和56年度税法改正早わかり

事 項	概 要	適 用 関 係
の廃止	されている（旧措法10の2、42の4）。 なお、昭和56年3月31日までに取得し、取得後1年以内に事業の用に供するものについては、従来どおり適用される（措法附則3、10）。	
3 省エネルギー設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設	現下の緊急の課題とされているエネルギー対策の促進に資するため、省エネルギー設備、石油代替エネルギー関連設備（電気事業者に係るものを除く。）及び中小企業者の取得する機械等（省エネルギー設備及び石油代替エネルギー関連設備に類するものに限る。）について、昭和56年4月1日から昭和59年3月31日までの3年間限りの措置として、一定の要件の下に、次のいずれかの選択適用が認められる措置を講ずることとされている（措法10の2、42の4）。 (1) 取得価額の100分の30の特別償却 (2) 取得価額の100分の7の特別税額控除（当期の法人税額（当年分の所得税額）の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。） なお、適用対象となる設備は、大蔵大臣が通産大臣と協議のうえ指定して告示することとされている（措令5の4、27の5、昭56.3.31大蔵省告示第40号及び昭56.3.31通商産業省告示第146号、昭56.5.14通商産業省告示第201号）。	昭和56年4月1日から昭和59年3月31日までの間に取得等し、取得後1年以内に事業の用に供するものについて適用される。
4 特定設備等の特別償却制度の改正	特定設備等の特別償却制度について、その適用対象となる設備の範囲の見直しが行われ、次のように改められている（措法11、43、措令28、措令附則8①、昭56.3.31大蔵省告示第42号）。 (1) 公害防止用設備 イ 振動防止用設備のうち浮き基礎を廃止 ロ 新たに産業廃棄物処理用設備に鋳物廃砂処理装置を追加 (2) 無公害化生産設備 溶済染色加工装置を廃止 (3) 廃棄物再生処理用設備 イ 廃酸再生処理装置を廃止 ロ 新たに石炭灰再生処理装置を追加 (4) 重要複合機械装置 イ 高性能電子計算機制御ファクシミリ蓄積交換装置を廃止 ロ 高性能電子計算機制御金属加工機械の対象を縮減（位置決め精度0.01mm以下のものに限る。）し、適用期限を2年延長 (5) 船舶 大型船舶の適用要件を強化のうえ、この要件の適用	昭和56年4月1日以後に取得等をする設備について適用される。 なお、廃止及び縮減した部分は、昭和56年3月31日以前に取得等をした設備については、従来どおり適用される。

事 項	概 要	適 用 関 係
	される範囲の最低限度を2万トンから1万トンに引き下げ、適用期限を2年延長 (6) 航空機 適用対象範囲を 最大離陸重量 175 トン以上から 130 トン以上のものに拡充	
5 低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度の改正	低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度について、次のような改正が行われている（措法12、45、措法附則 4 ①、11①） (1) 特定不況地域に係る償却割合を機械及び装置にあっては100分の20（改正前100分の25）に、工場用建物にあっては100分の10（改正前100分の13）に引き下げる。 (2) 沖縄の工業開発地区及び自由貿易地域の償却割合について、昭和56年12月31日までの地区指定地は経過措置が適用される。 ① 工業開発地区 機械 100分の20→3分の1 建物等 100分の14→5分の1 ② 自由貿易地域 機械 100分の27→2分の1 建物等 100分の16→4分の1 (3) 適用対象となる設備の取得価額の最低限度を800万円から1,200万円に引き上げる（措令6の2、28の3）。 (4) 農村工業導入地区の計画策定期間及び産炭地域適用期限をそれぞれ2年延長する。	昭和56年4月1日以後に取得等するものから適用される。
6 中小企業者等の機械の特別償却制度の改正	中小企業者等の機械の特別償却制度について、次のような改正が行われている（措法12の2、45の2、措法附則 4 ②、11②）。 (1) 医療用機器の特別償却の償却割合を100分の20（改正前100分の25）に引き下げる。 (2) 適用対象となる設備の取得価額の最低限度を80万円から110万円に引き上げる（措令6の3、28の4）。 (3) 適用期限を2年延長する。	昭和56年4月1日以後に取得等するものから適用される。
7 産地中小企業者の事業合理化用機械等の特別償却制度の改正	産地中小企業者の事業合理化用機械等の特別償却制度について、次のような改正が行われている（措法12の3、45の3、措法附則 4 ③、11③）。 (1) 特別償却割合を機械及び装置にあっては100分の20（改正前4分の1）に、建物等にあっては100分の10（改正前8分の1）に引き下げる。 (2) 適用対象となる設備の取得価額の最低限度額を機	昭和57年4月1日以後の事業合理化計画の承認に係るものから適用される。 昭和56年4月1日

昭和56年度税法改正早わかり

事 項	概 要	適 用 関 係
	械装置にあっては110万円(改正前80万円),工場用建物にあっては130万円(改正前100万円),その他の建物にあっては550万円(改正前400万円)にそれぞれ引き上げる(措令6の4, 28の5, 措令附則4④, 8⑤)。 (3) 適用期限を2年延長する。	以後に取得等するものから適用される。
8 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について, 次のような改正が行われている(措法13, 46, 措法附則4④, 11④)。 (1) 適用要件の見直しを行い, 障害者雇用割合を25%(改正前20%)に引き上げ, 重度の障害者は1人を2人として計算する。 (2) 適用対象となる資産の範囲を拡充することとし, 一般乗用旅客自動車運送業の用に供する障害者乗務用車両及び運搬具を追加する(措令6の5, 28の7)。 (3) 適用期限を2年延長する。	昭和56年4月1日以後に開始する事業年度(個人は昭和56年分以後)から適用される。 昭和56年4月1日以後に取得等するものから適用される。
9 新築貸家住宅の割増償却制度の改正	新築貸家住宅の割増償却制度について, 次のような改正が行われている(措法14, 47, 措法附則4⑤, 11⑤)。 (1) 適用対象地域を都市計画区域内から都市計画区域のうち市街化地域(市街化区域の定めのない地域については用途地域)に縮減する。 (2) 適用対象となる貸家住宅の要件を次のように合理化する(措令7, 28の8)。 ① 取得価額基準を各5万円引き上げて45万円(耐火構造は50万円)とする。 ② 共同家屋以外のものの床面積の最低限度を40㎡以上に引き上げる。 (3) 適用期限を2年延長する。	昭和56年4月1日以後に取得等するものから適用される。
10 鉱業用坑道等の特別償却制度の改正	鉱業用坑道等の特別償却制度について, 制度の適用対象資産である機械装置のうち, クリーパー及びブローラーを廃止するとともに, 適用期限を2年延長することとされている(措法16, 49, 昭56.3.31大蔵省告示第41号)。	昭和56年4月1日以後に取得等するものから適用される。
11 登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例の改正	国際観光ホテル整備法に規定する登録ホテル業用の減価償却資産については, 一般の場合の耐用年数未滿で, その耐用年数の100分の68までの範囲内で短縮された耐用年数によっているが, この対象資産とされていたもののうち, 寝台, 応接セット, 冷房用機器及び暖房用機器が削除されている(措法17, 52の4, 措令	昭和56年3月31日以前に取得等したものについては, 従来どおりの特例耐用年数が適用される。

租税特別措置法

事 項	概 要	適 用 関 係
12 プログラム準備金制度の改正	別表、措令附則15)。 プログラム準備金制度のうち、汎用プログラムの開発に係る準備金の積立率が40%（改正前は50%）に引き下げられたほか、その適用期限が昭和58年3月31日まで2年間延長されている（措法20の2、56の9、措法附則2、8）。	昭和56年4月1日以後に開始する事業年度（個人は昭和56年分以後の所得税）について適用される。
13 土地税制関係の改正	個人及び法人を通ずる土地税制関係について、次のような改正が行われている。	昭和56年4月1日から適用される。
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率制度の改正	土地の譲渡等がある場合の特別税率制度について、適用除外となる優良住宅の取得価額要件を5万円引き上げ、木造のものは40万円から45万円に、耐火構造のものは45万円から50万円にそれぞれ引き上げることとされている（措令38の4⑬、建設省告示第767号）。	昭和56年4月1日以後に行う土地等の譲渡（個人は昭和56年以後の所得税）について適用される。
(2) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度の改正	この特別控除制度の適用対象範囲に、農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法の規定による公告があった農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合を加えることとされている（措法34の3、65の5、措法附則2、13③）。	昭和56年1月1日以後に行う土地等の譲渡（個人は昭和56年以後の所得税）について適用される。
(3) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例制度の改正	この課税の特例制度の適用対象となる農用地区域等内にある土地等の買換資産の範囲に、農用地利用増進計画の定めるところにより取得する農用地区域等内にある土地等が追加されている（措法37、65の7、措法附則2、13③）。	昭和56年1月1日以後に行う資産の譲渡（個人は、昭和56年分以後の所得税）について適用される。
(4) 農住組合の行う交換分合に係る課税の特例制度の創設	農住組合の組合員である法人が、その有する土地等（たな卸資産を除く。）につき一定の交換分合が行われた場合において、その交換分合により土地等の譲渡等をし、かつ、その交換分合により土地等の取得をしたときは、その取得をした土地等につき、一定金額の圧縮記帳を認めるという制度が創設されている（措法37の6、65の10）。 なお、収用等の場合の課税の特例、収用換地等の場合の所得の特別控除、特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除、特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用を受けるものは、適用対象から除かれている（措法33、33の4、33の6、34～35、37、37の4、37の5、64、64の2、65の2、65の3、65の4、65の5、65の7、65の8、65の9、措法附則1ただし書、13④）。	農住組合法の施行の日以後に行われる適用要件を満たす資産の譲渡に係る法人税（又は所得税）について適用される。
14 農業生産法人の肉用牛の売却に係	農業生産法人が、一定の肉用牛を売却した場合に、その売却利益に相当する金額を損金とすることと	昭和56年4月1日以後に開始する事業

事 項	概 要	適 用 関 係
る所得の課税の特例の改正	されているが、その免税対象となる肉用牛の範囲から、売却価額 100 万円以上の肉用牛（高等登録等一定の登録を受けたものを除く。）が除かれ、また、その免税対象となる肉用牛の範囲に搾乳前の乳用の雌牛が加えられるとともに、その適用期限が昭和61年3月31日まで（個人は昭和60年まで）延長されている。 なお、個人の肉用牛の売却による農業所得の課税の特例にあっては、上記のほか、売却価額が 100 万円以上の免税対象飼育牛に該当しないものに対して、5%課税を行う制度を導入することとされている（措法25、67の3、措法附則5、8、15、措令17、39の23、措令附則5、12）。	年度（個人にあっては、昭和56年分以後の所得税）から適用される。
15 既存の特例制度の適用期限の延長	次に掲げる既存の特例制度の適用期限が、それぞれ延長されている。 (1) 中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却制度について、中小企業近代化促進法に基づく中小企業構造改善計画及び繊維工業構造改善臨時措置法に基づく構造改善事業計画に係る指定期間（いわゆる計画承認期間）が昭和58年3月31日まで2年間延長されている（措法13の2、45の4）。 (2) 事業を転換する特定の中小企業者等の施設の償却の特例制度について、この制度の要件とされる中小企業事業転換対策臨時措置法及び工業再配置促進法に係る認定期間が前者については昭和51年12月15日から7年間（改正前は、5年間）、後者については昭和47年10月25日から11年間（改正前は9年間）にそれぞれ2年間延長されている（措令9の2、29の4）。 (3) 中小企業等海外市場開拓準備金制度について、その指定期間が昭和58年3月31日まで2年間延長されている（措法20、54）。	
16 個人に係るその他の課税の特例制度の改正		
(1) みなし法人課税を選択した場合の課税の特例の改正	みなし法人課税を選択した場合の課税の特例制度について、法人税率の一律2%引上げに伴い、次のようにそれぞれ税率等が改められている（措法25の2、措法附則2）。 (1) みなし法人税率 700万円以下23.9%→800万円以下25.6% 700万円超 34.1%→800万円超 36.7% (2) 配当所得割合	昭和56年分以後の所得税について適用される。